東京都市計画防火地域及び準防火地域総括図（足立区決定）

足立区は、主要な河川を除き全て市街化区域です。

●地域地区の境界線のとり方
地域地区の境界線で明示されないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線となっています。
距離大で明示(数値)のないものは、道路等の幅員線から2mです。
（例）10……10m未満で（道路等からの距離）
15……15m未満で（道路等からの距離）
100……100m未満で（道路等からの距離）
※ 都市計画道路計画線を含む
※ 用途地域境界線は、原則として道路中心線から2mです。

●目影規制の境界線のとり方
原則として、地域地区の境界線上に従います。例外的に異なる地区については、斜線及び表示で、地域地区の場合は同様に示してあります。

地区計画等の区域
- 地区計画区域
- 防災街区整備地区計画区域
- 沿道地区計画区域

都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域

再開発等促進区を定める地区
※ 詳細については図面を参照してください。

日影規制による建築物の制限

用途地域	測定高さ(m)	規制値	適用される範囲（敷地境界線から5m超・以下） 5m<L≦10m	10m<L
第一種低層住居専用地域	3-2		(一) 3時間以上	2時間以上
	4-2.5	1.5	(二) 4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三) 5時間以上	3時間以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	3-2		(一) 3時間以上	2時間以上
	4-2.5	4.0	(二) 4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三) 5時間以上	3時間以上
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	4-2.5	4.0	(一) 4時間以上	2.5時間以上
	4.5-3	6.5		
	5-3	4.0	(二) 5時間以上	3時間以上
	5-3	6.5		

※ 原則として、商業・工業専用地域及び容積率400%以上の指定されている地域、用途地域指定区域には、日影規制はありません。
※ 第一種低層住居専用地域においては、軒の高さが7mを超える建築物または地上3階以上の建築物、それ以外の地域においては、高さが10mを超える建築物が、上記の規制を受けます。
※ 定住区の指定及び規模については別途「都」条例に従う。

この地図は、測量法に基づく国土地理院長の承認を得て、東京都縮尺1/10,000地形図を用いて作成したものである。
（承認番号 令和3年3月23日）
この地図は、測量法に基づく国土地理院長の承認を得て、東京都縮尺1/2,500地形図を用いて作成したものである。
（承認番号 令和3年3月23日承認）
この地図は、都立図書館「カラーマップ」のデータを加工して作成したものです。
¥700